多度津町「地球温暖化対策実行計画(第1次)」総括報告

1. 「地球温暖化対策実行計画(第1次)」の基本的事項

地球温暖化対策の推進に関する法律第20条の3(旧第8条)に基づき、平成15年度に策定した「多度津町地球温暖化対策実行計画」(以下「実行計画」とする)は、温室効果ガスの排出量、数値目標の達成状況などを把握し、温室効果ガスの排出の抑制を行うことにより、地球温暖化対策の推進を図ることを目的とする

▶ 計画期間:基準年を平成 14 年度とし、実行計画期間は平成 16~20 年度の5年間とする

▶ 調査対象: 多度津町の全ての事務・事業を対象とし、調査対象ガスは CO2(二酸化炭素)とする

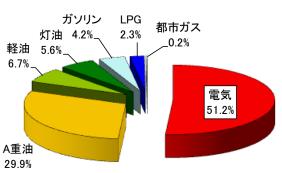
▶ 削減目標:基準排出量(1,384 トン)に対して2.2%削減(30 トン削減)とする

2. 平成 20 年度(第1次実行計画最終年度)温室効果ガス排出状況

(1) 温室効果ガス排出量推移及び排出源構成

▶ 平成 20 年度排出量 : 1,292 トン(6.7%削減)

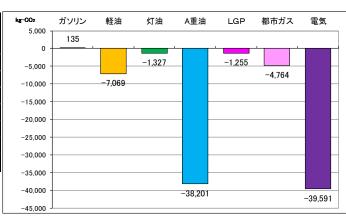




(2) 排出源別温室効果ガス排出量及び増減状況

▶ ガソリン使用に伴う排出量は増加しているが、軽油、灯油、A 重油、LPG、都市ガス、電気使用に伴う排出量は減少し、項目ごとの削減目標を達成している

				(単位:トン)
項目	基準年 排出量	平成20年度 排出量	基準年 対比	削減目標
ガソリン	54	54	0.3%	-1.5%
軽油	94	86	-7.6%	-3.9%
灯油	74	72	-1.8%	-1.0%
A重油	425	386	-9.0%	-1.1%
LPG	30	29	-4.1%	-1.1%
都市ガス	7	3	-65.5%	-1.2%
電気	701	662	-5.6%	-2.8%
温室効果がみ全体	1,384	1,292	-6.7%	-2.2%



3 今後の課題

第1次実行計画では、温室効果ガス削減目標(-2.2%)に対して6.7%削減し、削減目標を達成しています。しかしながら、地球温暖化対策は一過性のものではなく今後も継続的な取組が求められること、なおかつ先進諸国間では西暦2050年の温室効果ガス排出レベルとして、現状より80%以上の削減を掲げていることから、本町においても、昨年度に策定した第2次実行計画の着実な運用に加え、長期的展望に基づく取組の継続が求められます。